

# 年金加入証明書について

申請者が共済年金（私学教員共済組合を除く）に加入している場合、そのことを証明するための書類を添付する必要があります。※加入年金が国民年金、厚生年金の場合、証明不要。

**共済年金加入者は、以下の(1)～(3)のいずれかに該当するか確認してください。**

- (1) 日本郵政共済組合
- (2) 文部科学省共済組合（大学等支部に限る）
- (3) 共済組合員のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人の場合

## 該当する

申請者本人の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」で、上記(1)～(3)であることが確認できる場合は、いずれかのコピーをこの用紙に貼り付け提出してください。

※マイナ保険証は不可

（裏面の年金加入証明書の記入は不要）

## 該当しない

裏面の年金加入証明書に勤務先からの証明を受けて提出してください。

（資格情報のお知らせ、資格確認書の提出は不要）

（例）

厚生年金に加入しているが、健康保険は共済組合の場合等

## 申請者の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」コピー 貼付欄

申請者の氏名・生年月日、資格取得年月日の記載がある面をコピーして貼り付けてください。

！！ 注 意 ！！

**配偶者や児童の「資格情報のお知らせ」「資格確認証」は※  
年金手帳や運転免許証は※**

①日本郵政共済組合 ②文部科学省共済組合（大学等支部に限る）  
③共済組合員のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人の場合

|          |  |          |  |  |  |  |  |  |  |
|----------|--|----------|--|--|--|--|--|--|--|
| 児手<br>番号 |  | 宛名<br>番号 |  |  |  |  |  |  |  |
|----------|--|----------|--|--|--|--|--|--|--|